

仕 様 書

- 1 修繕件名 市川市南行徳図書館給水ポンプ交換等修繕
- 2 修繕概要 給水ポンプ及びポンプ室が経年劣化により不具合が発生し、正常な機能を確保できないため、交換修繕するもの。
- 3 施行場所 市川市相之川 1 丁目 2 番 4 号
- 4 施行期間 令和 7 年 5 月 1 6 日～令和 7 年 7 月 4 日

5 修繕内容

	名称	仕様	数量	単位
1	自吸タービンポンプ	(参考型番 GS3-505CE2.2B と同等品) ポンプ本体、圧力タンク、圧力スイッチ、流量センサー、チャッキ弁、制御盤を含む	1	式
2	分解撤去費		1	式
3	分解据付費		1	式
4	材料費	電材・吸込側フレキ 50A	1	式
5	試運転調整費		1	式
6	ポンプ室ドアノブ交換	作業費共 (参考型番 SHOWA 鍵No.2S51616X)	1	式
7	発生材処分費		1	式
8	一般管理費等		1	式

- 6 適応法令 及び規格 ・労働安全衛生法、同法施行令、同法規則
・その他関係法令及び規格を遵守すること。
- 7 提出書類 ①着手届、業務責任者通知書、施工計画書、工程表、緊急連絡体制表
②完了届
③作業日報（報告書）
④施工写真
⑤保証書
⑥産業廃棄物管理伝票（マニフェスト）
⑦その他必要書類

8 施工上の留意事項

- (1) 作業時間は、市監督職員と協議し決定すること。
- (2) 修繕箇所以外に部品撤去を必要とする場合は、事前に市監督職員と協議し決定

する。

- (3) 修繕内容に変更が生じた場合には、市監督職員と協議し決定する。
- (4) 修繕に起因して不具合が発生した場合には、作業をすみやかに中止し市監督職員に報告すると共に受注者の責任において復旧すること。
- (5) 仕様書、契約書等に明記されていない事項については、市監督職員と協議し決定する
- (6) 修繕に際しては、安全に留意し十分な危険防止処置を施し事故の未然防止に努めること。
- (7) 本修繕により発生した廃棄物については、受注者の責任において適正に処分すること。
- (8) 施設及び設備の危険性および機構、機能を十分認識したうえで業務に従事すること。
- (9) 災害及び公害等の事故が発生もしくはその恐れがある場合は、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害の防止に努め、その経緯を市監督職員に報告すること。
- (10) 業務に必要な資格を保有した者が作業に従事し、関係法令を遵守して適切に業務を進めること。
- (11) 使用する保護具、計器及び工具等は、事前点検のうえ、正常であることを確認して作業員の安全を確保できる体制を整備すること。
- (12) 作業により周囲に危険や損害を及ぼす恐れのある時は、万全な安全措置を講じるとともに、必要に応じて監視人・交通誘導員を置くなどして、安全確保に努めること。
- (13) 受注者は、作業の実施にあたり、第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償するものとする。
- (14) カーボンニュートラルに配慮した施工に努めること。

9 完了検査

- (1) 施行期間内に完了届と共に全ての書類が提出された日から 10 日以内に完了検査を受けなければならない。
- (2) 完了検査において指摘事項がある場合は速やかに対応するものとする。

10 施工写真

修繕に際し施工前・施工中・施工後の写真を撮影し報告書と共に提出すること。
写真は施工後の不可視部分も撮影するものとし、使用している重機、材料や修繕が適正であることを証明できるものとする。

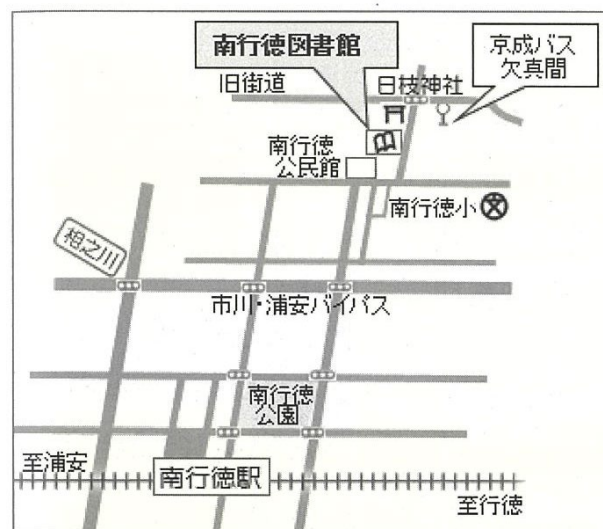
11 契約不適合責任

発注者は、本契約による作業の結果が、約款および仕様書等に定めた業務の内容に適合しないことが発覚した場合、発覚した時点から 1 年以内の間に受注者に対する通知を行うことにより、受注者に対して不適合部分の修補を請求し、又は修補に代えて若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

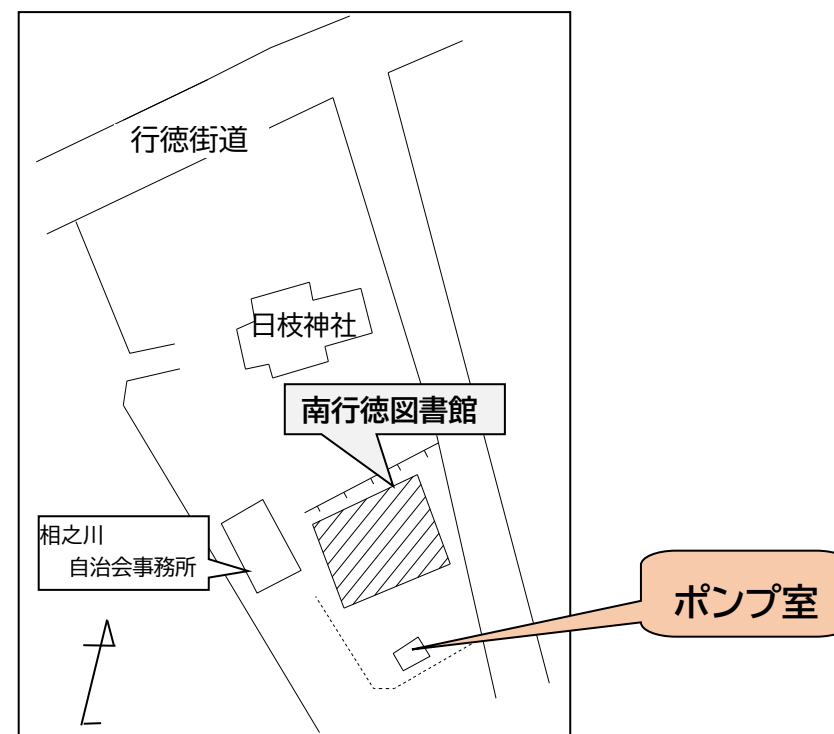
案内図及び配置図

件名：市川市南行徳図書館給水ポンプ交換等修繕

●南行徳図書館（市川市相之川1丁目2番4号）



配置図



市川市南行徳図書館給水ポンプ交換等修繕(設計書)

内訳明細書

[illegible]